

## 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部を 改正する法律案要綱（案）

### 一 題名の改正

法律の題名中「特定障害者」を「無年金障害者」に改めるものとする。

### 二 目的の改正

法律の目的中「、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ」の規定を削除すること。

### 三 特定障害者の定義の改正

法律中「特定障害者」を「無年金障害者」に改め、この法律において「無年金障害者」とは、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有していた者（二十歳以上の者に限る。）であつて、その傷病により又はその傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級一級又は二級の障害の状態にあるもの（国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付を受ける権利を有しているもの及びその初診日から起算して一年六月を経過していないものを除く。）とすること。

### 四 施行期日等

- 1 この法律は、平成 17 年 10 月 1 日から施行すること。
- 2 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第三条第一項に規定する公的年金制度についての見直しが行われるに当たっては、障害を支給事由とする年金たる給付の在り方についての検討を踏まえつつ、公的年金制度における無年金障害者の取扱いについて検討が加えられ、その結果に基づいて、所要の措置が講ぜられるものとする。
- 3 その他所要の規定を整備すること。